

## 磐田市手話言語条例

言語は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものであり、知識を蓄え、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って、視覚的に表現する言語です。ろう者は、意思疎通を図る上で必要な手話を言語として大切に育み、受け継いできました。

しかしながら、手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも、周囲と十分な意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解とその普及は、十分に進んでいるものではありません。

私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解とその普及に努め、ろう者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、ろう者及びろう者以外の者が心豊かに安心して生活できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害がある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。

### (基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提

とし、ろう者及びろう者以外の者が相互に理解し、個性や人格を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話通訳者の育成その他の市の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。